

○金沢市税賦課徴収条例

昭和25年9月1日
条例第33号

(市民税の減免)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 学生及び生徒
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、申請書の提出を要しない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）
- (2) 年度（法人税割にあっては、その課税標準の算定期間）、納期の別及び税額
- (3) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(昭50条例32・昭51条例31・平20条例34・平27条例57・平28条例22・一部改正)

(固定資産税の減免)

第56条 市長は次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由がある固定資産

2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び前項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項に規定する申請書の提出を要しない。

- (1) 第1項第2号の規定に該当する固定資産を所有する者であって、当該年度の前年度に係る申請事項に異動がない場合
- (2) 市長が、当該者が所有する固定資産が第1項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合

4 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(昭49条例32・平4条例13・平27条例57・一部改正)

(特別土地保有税の減免)

第116条の2の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のために直接専用する土地

金沢市税賦課徴収条例

- (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
 - (3) 前2号に掲げるものを除くほか、特別の事由がある土地
- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、申請書の提出を要しない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額
 - (3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況
- 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
- (昭51条例31・追加、昭54条例33・一部改正、平23条例30・旧第116条の2繰下、平27条例57・平28条例22・一部改正)